

ひと ひと 女と男がともにいきいきと暮らせる社会を目指して ～郡上市男女共同参画推進条例を制定～

☑男女共同参画社会とは・・・

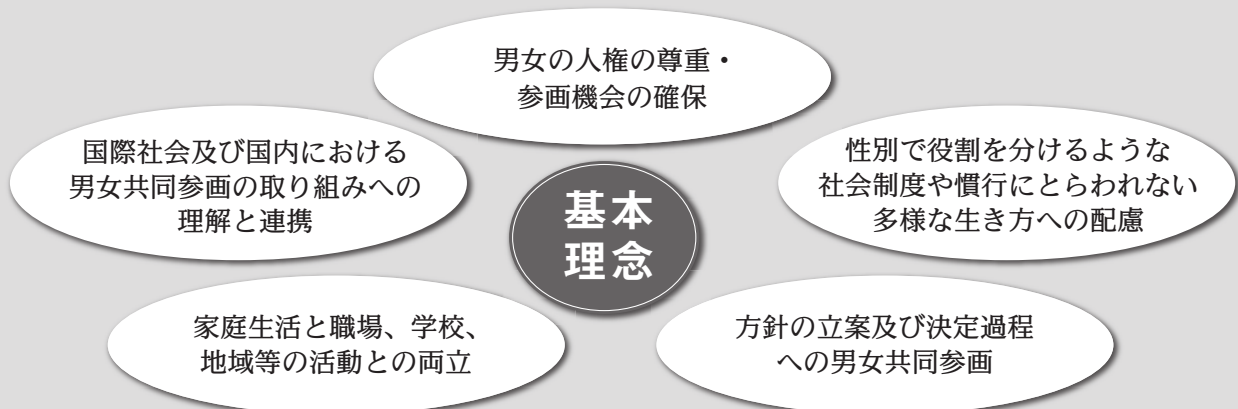
男女が、性別にかかわらず個人として尊重されるとともに、社会の対等な構成員としてあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮して、責任を分かち合う社会をいいます。

☑なぜ、今、条例が必要なのでしょう・・・

市では、男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。しかし、政策や方針の決定過程への女性の参画や仕事と家庭の両立など、現在においてもまだまだ課題が残されています。また、少子高齢化の進展による労働力人口の減少や、出産・育児・介護などを理由とする女性の離職など、急激に変化している社会情勢に対応するためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。こうしたことから、市民のみなさん、教育や保育に携わるみなさん、事業者のみなさん、そして市が男女共同参画に関する基本的な考え方を共有し、連携・協力しながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めていくため、「郡上市男女共同参画推進条例」を制定しました。（4月1日施行）
条例の主な内容は、次のとおりです。（※条例の全文は市ホームページに掲載しています。）

5つの基本的な考え方（基本理念）（第3条）

男女共同参画社会の実現に向けて、基本となる5つの考え方を定めました。



それぞれの責任と役割（第4条～第7条）

市、市民のみなさん、事業者のみなさん、教育や保育に携わるみなさんの責任と役割を定めています。それぞれが連携・協力して男女共同参画社会の実現を目指します。

市

- 男女共同参画施策の策定及び実施
- 関係機関等との連携
- 施策の推進に必要な財政措置

事業者

- 個人の能力の適正で公平な評価
- 仕事と家庭を両立できる環境づくり
- 市の男女共同参画施策への協力

市民

- 男女共同参画推進への理解と積極的な取り組み
- 市の男女共同参画施策への協力

教育等関係者

- 男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育の実施

性別による人権侵害行為の禁止（第8条）

性別を理由とした差別的な扱いや性による暴力行為、家庭における暴力行為などの人権を侵害する行為は許されるものではありません。この条例においても性別による人権侵害行為の禁止を定めました。

公衆に表示する情報への配慮（第9条）

ポスターや広告、インターネットなど公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすと考えられます。このため、全ての人は、性別で役割を分けるような表現や性暴力を助長するような表現など人権侵害につながる恐れがある表現をしないように努めることを定めました。

市の取り組み等（第10条～第16条）

市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画（男女共同参画プラン）を策定します。また、その取り組み状況について公表します。このほか、次の事項について条例で定めました。

- 社会のあらゆる分野の活動に参画する機会について、男女間に格差が生じている場合は、これを解消するため必要な措置を講じます。
- 学習の支援や情報提供、啓発活動を行います。
- 災害時等の対応において、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。
- 施策を総合的・計画的に実施するため、必要な体制を整えます。
- 意見や相談に対し、関係機関と連携して適切に対応します。
- 施策を効果的に実施するため、事業者や教育に携わる人の代表、学識経験者、公募による委員等で組織する郡上市男女共同参画推進審議会を設置します。

募 集 情 報

◇郡上市男女共同参画推進審議会委員

郡上市男女共同参画プランの策定や変更、男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関することなどの審議をしていただく郡上市男女共同参画推進審議会の委員を募集しています。

- 【募集人員】 2名
- 【委員任期】 2年間
- 【委員報酬】 条例に基づき委員報酬等をお支払いします。
- 【応募資格】 満18歳以上の市民
(平成30年4月1日現在)
- 【応募期限】 6月13日（水）



◇郡上市男女共同参画サポーター

男女共同参画社会の実現に向けて一緒に取り組んでいただける「男女共同参画サポーター」を募集しています。

【主な活動内容】

- 男女共同参画推進に関する事業（フェア、講座等）の企画運営
- ケーブルテレビを活用した啓発活動
- 男女共同参画に係る意見交換会への参加など

【募集の対象】

- 次の①から③までの要件を満たす市内在住の人、市内企業にお勤めの人、市内の企業及び団体等。
- ①郡上市が推進する男女共同参画社会づくりに賛同いただけること。
 - ②サポーター活動において、宗教活動や政治活動、販売活動を目的としないこと。
 - ③暴力団等に関与していないこと。

【応募方法】 所定の用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールで市長公室企画課あてに送付いただくか直接ご持参ください。（※応募用紙は企画課、各振興事務所窓口のほか市ホームページから入手いただけます。）

【お問い合わせ】 郡上市役所 市長公室企画課

〒501-4297 郡上市八幡町島谷228番地
TEL 67-1831 FAX 67-1711
E-MAIL kikaku@city.gujo.gifu.jp